

2014年1月16日  
日 本 銀 行  
金 融 機 構 局

株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定  
にかかると一般競争入札についての公募

「株式買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」（2010年7月16日政策委員会決定）に基づく信託の受託者の選定にかかると一般競争入札への参加者を、下記の要領により公募します。

記

1. 信託契約

(1) 信託の種類

日本銀行を委託者兼受益者とする指定包括信託  
業務内容の詳細は、入札説明書（4.（2）の入札説明会において日本銀行より交付するもの。以下同じ。）に記載する。

(2) 信託財産（当初信託元本）

日本銀行が2014年3月末時点において信託財産として保有する株式および金銭

(3) 契約期間

2014年4月1日から2015年3月31日まで  
ただし、1回を上限（契約期間は通期で2年以内。）に契約期間の延長ができるものとする。

2. 入札に参加できる者

4.（1）により本件公募に応募した者（以下「応募者」という。）であつて、次に掲げる要件を満たす者。

- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること
- (2) 日本銀行本店の当座預金取引先であること
- (3) 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、2013 年 9 月末において、国際統一基準が適用される先については普通株式等 Tier1 比率 3.5%以上、Tier1 比率 4.5%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準が適用される先については 4%以上であること。親会社が銀行持株会社である場合は、これに加え、銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出された銀行持株会社の連結自己資本比率が、2013 年 9 月末において、国際統一基準が適用される先については普通株式等 Tier1 比率 3.5%以上、Tier1 比率 4.5%以上および総自己資本比率 8%以上、国内基準が適用される先については 4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、同月末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、または流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。
- (4) 2013 年 9 月末において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式（他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。）の貸借対照表価額の合計額が 2.3 兆円以上であること
- (5) 2012 年 4 月 1 日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと（行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、日本銀行が、審査の結果、受託者となることが不適当でないとした場合を除く。）
- (6) 本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制（本件信託にかかる専任のファンドマネージャーを配置することを含む。）が整っていると認められること
- (7) 4.（2）の入札説明会に参加していること
- (8) 二者が共同して本件の受託業務を受託することを条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること

- ① 本件公募に共同して応募していること
  - ② いずれの応募者も本件公募に重複して応募していないこと
  - ③ いずれの応募者においても（１）から（６）までに掲げる要件を満たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、運用判断を主として行う者のみが満たしていればよい。）
  - ④ 応募者のうち、運用判断を主として行う者が（７）に掲げる要件を満たしていること
- (9) 本件の受託業務の一部を再信託することを条件に、本件公募に応募する場合には、次に掲げる要件をすべて満たしていること
- ① 本件公募への応募の際に、再信託の受託者となる者（以下「再受託者」という。）を特定していること（当該再受託者の同意を得ている場合に限る。）
  - ② 再受託者が応募者でないこと
  - ③ 再受託者においても（１）から（６）までに掲げる要件を満たしていること（ただし、本件信託にかかる専任のファンドマネージャーの配置については、これを要しない。）
- (10) 以下のイ、～ハ、に該当しない者。
- イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。
  - ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
  - ハ、前イ、ロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。
- (11) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。
- イ、措置の効果が日本銀行金融機構局との契約に及ぶ場合
  - ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合
- (12) 自社若しくはその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと

- (13) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に定めるところの破壊的団体  
またはその構成員でないこと

### 3. 入札に付する事項

1. の信託契約にかかる想定信託報酬率  
想定信託報酬率の算定方法は、入札説明書に記載する。

### 4. 入札手続

#### (1) 第一次資格審査

応募者について、2.（(6) および (7) を除く。）に掲げる入札参加資格の審査を行う。

本件公募への応募および第一次資格審査の申請は、「第一次資格審査申請書」（別紙1～3のうち、該当する書式を使用する。）に所定の事項を記載した上、2014年1月22日までに、下掲の審査担当宛に郵送する方法（配達履歴が残るものにより、提出期日までに必着のこと。郵便事情による遅延等の事情は一切斟酌しない。）、または、同担当まで持参して提出する方法（受付時間は、日本銀行営業日の10時00分～17時00分。）による。

二者が共同して本件の受託業務を受託することを条件に、本件公募に応募する場合には、応募に際して、運用判断を主として行う者を入札手続における代表者に選定し、(2)以降の入札手続については、すべて当該代表者が代表して行うものとする。

日本銀行は、審査の上、第一次資格審査合格者に合格通知書および入札説明会案内書を、不合格者に不合格通知書を交付する。

<審査担当>

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融機構局総務課信用政策企画グループ 田尾

#### (2) 入札説明会

第一次資格審査合格者に対して、入札説明会（開催日：2014年1月24日。場所等の詳細は入札説明会案内書に記載して通知する。）を行い、入札説明書を交付する。

入札説明会への参加は、日本銀行所定の機密保持に関する誓約書の提出

を条件とする。

### (3) 第二次資格審査

入札説明会参加者に対して、2.(6)に掲げる入札参加資格の審査を行う。

第二次資格審査は、入札説明会参加者によるプレゼンテーションおよび提出資料により行う。プレゼンテーションおよび提出資料の詳細は、入札説明書に記載する。

日本銀行は、審査の上、第二次資格審査合格者に入札参加資格確認済証を、不合格者に不合格通知書を交付する。

### (4) 入札・開札

#### ①日時・場所

##### ・入札

日時：2014年2月7日

10時00分（提出受付開始）～10時30分（提出受付締切）

場所：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店金融機構局会議室

##### ・開札

日時：2014年2月7日 10時30分

場所：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行本店金融機構局会議室

(注)入札・開札会場には、(2)の入札説明会への出席者のみ入場可能。

#### ②入札書の作成方法、入札の手続等

入札書の作成方法、入札の無効その他の入札の手続等については、入札説明書に記載する。

### (5) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、日本銀行が別に定める予定価額（信託報酬率）以下で、最低の想定信託報酬率をもって入札した者を落札者とする。

ただし、その者の想定信託報酬率が、日本銀行が別に定める調査基準価額（信託報酬率）を下回った場合には、その者が契約を適正に履行できるかどうかを調査し、調査の結果によっては、他の入札参加者を落札者とすることがある。

(6) 入札結果の公表

日本銀行は、落札者名および落札者の想定信託報酬率を適宜の方法により公表する。この公表は、(5) ただし書きの調査を行う場合には原則として2014年2月12日までに、同調査を行わない場合には2014年2月7日に行う。

以 上

<本件に関する照会先>

日本銀行金融機構局総務課信用政策企画グループ

田尾 03-3277-2990

伊藤 03-3277-1963

(共同受託・再信託を行わない場合)

2014年 月 日

日本銀行金融機構局長 殿

## 第一次資格審査申請書

\_\_\_\_\_(注1) は、株式買入等基本要領に定める信託の受託者となることを希望し、第一次資格審査を申請するとともに、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料等を遅滞なく提出します。

## 1. 自己資本比率(注2) (2013年9月末時点)

	連結(注3)	単体(注3)	銀行持株会社(注4)
普通株式等 Tier1 比率	%	%	%
Tier1 比率	%	%	%
総自己資本比率	%	%	%

(注5)

## 2. 信託財産として所有する株式の合計の金額(注6) (2013年9月末時点)

①所有額合計	億円
再信託を受けて所有する分	億円
共同受託により所有する分	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円
合計(①+②)	億円

## 3. 行政処分

(1) 2012年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実(注7)

有	無
---	---

(2) 行政処分の概要等(注8)

--

4. 連絡先<sup>(注9)</sup>

住 所 (〒 - )

担当部署名

担当者氏名

担当者電話番号

金融機関名

代表者役職名・氏名

\_\_\_\_\_

印<sup>(注10)</sup>

- (注1) 金融機関名を記載してください。
- (注2) 国内基準が適用される先については、「総自己資本比率」欄のみ記載してください。
- (注3) 銀行法第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を記載してください。
- (注4) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合は、銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出された銀行持株会社の連結自己資本比率を小数点以下第2位まで(第3位以下は切り捨て)記載してください。
- (注5) 2013年9月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部若しくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部若しくは一部の譲受け、他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。  
その場合、2013年9月末時点の自己資本比率とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください(算出時点を明記のこと)。
- (注6) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注7) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注8) 3.(1)で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3.(1)で無に○印を付けた場合であっても、2012年4月1日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注9) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。
- (注10) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(共同受託を行う場合)

2014年 月 日

日本銀行金融機構局長 殿

## 第一次資格審査申請書

\_\_\_\_\_(注1) および \_\_\_\_\_(注2) は、共同して受託業務を受託することを条件に、株式買入等基本要領に定める信託の受託者となることを希望し、第一次資格審査を申請するとともに、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料等を遅滞なく提出します。

なお、入札手続における代表者として \_\_\_\_\_(注1) を選定し、以後の入札手続については、すべて当該代表者が代表して行うものとします。

## 1. 自己資本比率 (注3) (2013年9月末時点)

金融機関名: \_\_\_\_\_(注1)

	連結 (注4)	単体 (注4)	銀行持株会社 (注5)
普通株式等 Tier1 比率	%	%	%
Tier1 比率	%	%	%
総自己資本比率	%	%	%

金融機関名: \_\_\_\_\_(注2)

	連結 (注4)	単体 (注4)	銀行持株会社 (注5)
普通株式等 Tier1 比率	%	%	%
Tier1 比率	%	%	%
総自己資本比率	%	%	%

(注6)

2. 信託財産として所有する株式の合計の金額<sup>(注7)</sup> (2013年9月末時点)

	(a) <sup>(注1)</sup>	(b) <sup>(注2)</sup>
①所有額合計	億円	億円
再信託を受けて所有する分	億円	億円
共同受託により所有する分	億円	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円	億円
(a)欄の金融機関が、再信託または共同受託契約に基づき、(b)欄の金融機関に資産管理を委託している分	億円	—
合計 (①+②)	億円	億円

3. 行政処分

(1) 2012年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実<sup>(注8)</sup>

<sup>(注1)</sup>		<sup>(注2)</sup>	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要等<sup>(注9)</sup>

--

4. 連絡先<sup>(注10)</sup>

住 所 (〒 - )

金融機関名<sup>(注1)</sup>

担当部署名

担当者氏名

担当者電話番号

金融機関名<sup>(注1)</sup>

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印<sup>(注11)</sup>

金融機関名<sup>(注2)</sup>

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印<sup>(注11)</sup>

- (注1) 入札手続の代表者（運用判断を主として行う者）となる金融機関名を記載してください。
- (注2) 入札手続の代表者以外の金融機関名を記載してください。
- (注3) 国内基準が適用される先については、「総自己資本比率」欄のみ記載してください。
- (注4) 銀行法第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第2位まで（第3位以下は切り捨て）記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を小数点以下第2位まで（第3位以下は切り捨て）記載してください。
- (注5) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合は、銀行法第52条の25に掲げる基準に基づいて算出された銀行持株会社の連結自己資本比率を小数点以下第2位まで（第3位以下は切り捨て）記載してください。
- (注6) 2013年9月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部若しくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部若しくは一部の譲受け、他の法人への事業の一部の譲渡しがあつた場合には、その旨を明記してください。  
その場合、2013年9月末時点の自己資本比率とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください（算出時点を明記のこと）。
- (注7) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注8) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注9) 3.(1)で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の詳細を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3.(1)で無に○印を付けた場合であっても、2012年4月1日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注10) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。
- (注11) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。

(再信託を行う場合)

2014年 月 日

日本銀行金融機構局長 殿

## 第一次資格審査申請書

\_\_\_\_\_(注1)は、\_\_\_\_\_(注2)に受託業務の一部を再信託することを条件に、株式買入等基本要領に定める信託の受託者となることを希望し、第一次資格審査を申請するとともに、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。日本銀行から要請がある場合には、計数等の裏付けとなる資料等を遅滞なく提出します。

なお、再信託の受託者となることについて、\_\_\_\_\_(注2)の同意を得ておりますので、申し添えます。

## 1. 自己資本比率(注3) (2013年9月末時点)

金融機関名：\_\_\_\_\_(注1)

	連結(注4)	単体(注4)	銀行持株会社(注5)
普通株式等 Tier1 比率	%	%	%
Tier1 比率	%	%	%
総自己資本比率	%	%	%

金融機関名：\_\_\_\_\_(注2)

	連結(注4)	単体(注4)	銀行持株会社(注5)
普通株式等 Tier1 比率	%	%	%
Tier1 比率	%	%	%
総自己資本比率	%	%	%

(注6)

2. 信託財産として所有する株式の合計の金額<sup>(注7)</sup> (2013年9月末時点)

	(a) <sup>(注1)</sup>	(b) <sup>(注2)</sup>
①所有額合計	億円	億円
再信託を受けて所有する分	億円	億円
共同受託により所有する分	億円	億円
②再信託または共同受託契約に基づき、他の金融機関に資産管理を委託している分	億円	億円
(a)欄の金融機関が、再信託または共同受託契約に基づき、(b)欄の金融機関に資産管理を委託している分	億円	—
合計 (①+②)	億円	億円

3. 行政処分

(1) 2012年4月1日以降に監督官庁から行政処分を受けた事実<sup>(注8)</sup>

<sup>(注1)</sup>		<sup>(注2)</sup>	
有	無	有	無

(2) 行政処分の概要等<sup>(注9)</sup>

--

4. 連絡先<sup>(注10)</sup>

住 所 (〒 - )

担当部署名

担当者氏名

担当者電話番号

金融機関名

代表者役職名・氏名 \_\_\_\_\_ 印<sup>(注11)</sup>

- (注 1) 金融機関名を記載してください。
- (注 2) 再信託の受託者となる金融機関名を記載してください。
- (注 3) 国内基準が適用される先については、「総自己資本比率」欄のみ記載してください。
- (注 4) 銀行法第 14 条の 2 に掲げる基準に基づいて算出された自己資本比率を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。監督官庁に連結および単体自己資本比率の双方を提出している金融機関は、連結および単体自己資本比率の双方を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。
- (注 5) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合は、銀行法第 52 条の 25 に掲げる基準に基づいて算出された銀行持株会社の連結自己資本比率を小数点以下第 2 位まで（第 3 位以下は切り捨て）記載してください。
- (注 6) 2013 年 9 月末以降、本申請書提出日までの間に、他の法人との合併、会社分割による他の法人からの事業の全部若しくは一部の承継、他の法人への事業の一部の承継、他の法人からの事業の全部若しくは一部の譲受け、他の法人への事業の一部の譲渡しがあった場合には、その旨を明記してください。  
その場合、2013 年 9 月末時点の自己資本比率とともに、当該合併等を反映した直近の実績値または見込値を報告してください（算出時点を明記のこと）。
- (注 7) 「信託財産種別表」において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として「株式」欄に記載し、日本銀行に報告しているベースの金額の合計を記載してください。
- (注 8) 有・無のいずれかに○印を付けてください。
- (注 9) 3. (1) で有に○印を付けた場合には、当該行政処分の概要を記載してください。併せて当該行政処分にかかる命令書等の写しを添付してください。また、3. (1) で無に○印を付けた場合であっても、2012 年 4 月 1 日以降に、法令違反等を理由に監督官庁から銀行法等に基づく報告または資料の徴求を受けた事実があるときは、その概要を記載してください。
- (注 10) 第一次資格審査の結果等の連絡先担当者を記載してください。
- (注 11) 金融機関名、代表者役職名・氏名および印鑑または署名は、日本銀行との間の当座預金取引について業務局に届出済のものを使用してください。